

第7回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会ワーキング部会  
意見要旨

日 時：平成23年6月17日（金） 13:30～14:30  
場 所：豊玉町保健センター

<出席者>

委 員 出席：15名 欠席：5名  
事務局 出席： 4名

<内 容>

会議次第“3. 第8回（仮称）対馬市市民基本条例検討委員会の検討状況について”

⇒ 資料1をもとに事務局より変更箇所等について説明し、その都度意見を求めた。

[前 文] 意見なし。

事務局：前文については検討委員会内で前文（案）を提示したが、検討委員会で出た意見（“これからの対馬”についての理想をもっと具体的に入れ込む等）を踏まえ、委員長と事務局において修正した旨説明。

[第1章] 意見なし。

事務局：第2条と第3条を入れ替え、第2条については“市民”の定義を分かりやすくし、“子ども”の項目を削除（括弧書きで第6条第4項に定義）した。第3条については“最高規範性”を“条例の位置付け”に変更し、市民にわかりやすい表現とした。それに伴い条文を変更した旨説明。

[第2章・第3章] 意見なし。

事務局：第7条第2項を努力規定から義務規定へ修正した。同第3項にて負担部分を定めており、“応分の負担”には納税等の経済的負担に加え、美化清掃や防犯パトロール等の地域活動に対する『負担』も含む旨説明。第8条、第9条第3項へについても、努力規定から義務規定へ修正。

[第4章・第5章]

事務局：第17条・第18条・第19条・第22条について、より分かりやすく表現するため具体的な条例名・要綱名を入れている。第17条第2項、第27条を努力規定から義務規定へ修正。また、検討委員の意見により、東日本大震災を受けて第20条に（危機管理）、第23条に（説明責任）、第24条第2項にてパブリックコメントの公表についてを追加した。第28条は検討委員の意見を踏まえ、条文を修正した。

神宮部会員：第17条の行政評価について。

“対馬市事務事業評価委員会設置要綱”とあるが、行政評価は事務事業評価要領に基づ

いて評価委員会で行っている。その要綱は評価委員会の設置要綱でしかないのでは違うのではないか。また、検討委員の意見なので仕方ないと思うが、条文にそれぞれの条例名が入っているのは表現としては重くないか。第29条第2項には“条例で定める”とあるが、この部分にも（住民投票の取扱いが常設型ならば）条例名を入れるということか。

事務局：第17条内に書いてある要綱については、確認して訂正する。住民投票部分については後程説明をする。

中村部会員：第23条の説明責任等について。

“速やかに～しなければならない”の部分だが、通常仕事をするうえで気持ちとしては当然そのように取り組んでいるが、文字で表現すると非常に厳しいのではないかと思う。

事務局：第7条第3項にて市民の責務も定めているため、同様に行政側にも厳しく定めている部分もある。そのような気持ちで取り組んでいるというのは当然理解している。

[第6章・第7章・第8章] 意見なし。

事務局：第29条・第30条は検討委員会で結論が出ず、委員長と事務局で修正した。非常設型として定め、それぞれの事案に対し住民投票の請求又は発議があったときは条例（案）を議会で審議し、条例ができたならその条例により住民投票を行う方法を取りたい。第30条は“国際交流の推進”“自然環境との共生によるまちづくり”の2つの条文を削除し、新たに提案した。今の市の方針をうたうのではなく、具体的な内容ではないが市のこれからを表現したものとしている。第32条の“4年”という期間は、市長・議員の任期とあわせており、任期中にこの条例を再確認してほしいという意味も含めている。

[全体] 意見なし。

事務局：今後、この条例の解説版を作る旨伝える。

会議次第“4. その他”

[地域との意見交換会について]

事務局：あらかじめ決めた地域との意見交換会の日程について報告。各会場30～50名集めたいので、各ワーキング委員に協力をお願いをした。周知方法については、7、8月号の市報で日程の周知を行う他、関係団体や区長・各種委員については事務局から個別に案内をするが、各部署で把握している委員会や協議会等について案内者リストの作成をワーキング委員へお願いしたい。検討委員には全6回の意見交換会のうち、最低2回は参加して欲しい旨依頼している。ワーキング部会員についても同様をお願いしたい。

三宅部会員：確認だが、ワーキング部会員についても意見交換会への参加を最低2回してほしいということで間違いないか。

事務局：公務もあり忙しいかと思うが、お願いしたい。

園田部会員：各団体への周知についてだが、区長や地域審議会委員が出席すると仮定すれば

かなりの人数になる。30～50名ということで人数に限りもあるため、事務局で案内者リストを作成し、それにワーキング部会員が必要者を追加していくやりかたの方がよいと思う。出欠確認までなのか。

事務局：出欠確認までは行わないため、当日はある程度の席を作る形で対応したいと考えている。案内者リストについては、役員を重複している方もいるのでご意見のとおり事務局で作った案を確認、必要があれば追記してもらう方法に変更する。

神宮部会員：案内については直接送付するのか。職員の参加はどのようにするのか。

事務局：案内は、各個人へ直接送付する。職員へは回覧・デスクネット等で周知を図る。

#### [条例名募集について]

事務局：条例名募集の方法について説明。市報・CATV・HPで条例の概要を載せて周知を行う他、中学校・高校へは直接募集案内を送付する。地域との意見交換会時にも募集用紙を備え付けるため、募集〆切を意見交換会最終日（9月5日まで）としている。また、採用された条例名の応募者については、市報にて公表する旨説明。また、採用者への賞品は考えていない。

次回ワーキング部会は9月中旬予定で、意見交換会で出た意見の内容検討及び応募のあった条例名の審査に向けた整理を行うことを確認し、14時30分に終了した。